

## 子どものための教育・保育給付認定について

保育所等を利用するには、市町村から保育の必要性の認定を受ける必要があります。

当町では、保育所等入所申込みの際、「子どものための教育・保育給付認定申請書 兼 認可保育所等入所申込書」により、認定の申請も同時に受け付けているため、別途申請していただく必要はありません。

### 認定区分

申請内容をもとに、市町村が一定の基準に沿って保育の必要性を確認します。保育が必要と認められた場合、お子さまの年齢に応じて、次のいずれかに認定されます。

- ・ 3歳未満のお子さま：3号認定
- ・ 3歳以上のお子さま：2号認定

お子さまが満3歳に達することによる、年度途中での「3号認定」から「2号認定」へ切替えは、町が職権にて行いますので、申請の必要はありません。

なお、保育所利用料が無償化されるのは、3歳児（年少）クラスからであり、上記の認定区分切替えのタイミング（満3歳到達）での保育所利用料の変更はありません。

### 保育必要量（保育時間）と利用期間

利用できる保育時間と期間は、父母の「保育を必要とする事由（就労や求職活動等）」の内容や就労時間等により決定します。

保育必要量は、次のいずれかの区分となります。

- ・ 保育標準時間：1日 11時間保育
- ・ 保育短時間：1日 8時間保育



父母で状況が異なる場合は、原則として、保育を必要とする時間や期間が短い方が基準となります。

（例）

- ・ 父親／フルタイム就労・母親／求職活動中 → 保育の必要量は「保育短時間」  
保育期間は「2ヵ月間」
- ・ 父母ともにフルタイム就労 → 保育の必要量は「保育標準時間」  
保育期間は「就学前まで」

### 認定内容の変更

「保育を必要とする事由（就労や求職活動等）」や「保育必要量（保育標準時間／保育短時間）」、世帯構成等が変更となる場合は、変更申請をしていただく必要があります。変更申請をする必要があるときは、上富田町役場福祉課 子育て支援班（TEL：0739-34-2373）又は入所している保育所等までご連絡ください。